

令和 8 年度名護屋城博物館舞台管理業務委託仕様書

1 業務の内容・場所及び作業時間

- (1) 委託業務は次のとおりとする。
- ・舞台道具類の組み立て、解体と簡易な点検保守
 - ・舞台幕及び舞台施設の操作と簡易な点検保守
 - ・照明機械器具の操作と簡易な点検保守
 - ・音響装置の操作と簡易な点検保守
 - ・その他必要時の操作と簡易な点検保守

2 委託期間及び勤務場所

- (1) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- (2) 勤務場所 佐賀県立名護屋城博物館

3 勤務態様

- (1) 1 名常駐（有経験者で、照明、音響装置等に精通している者）
- (2) 勤務日 常駐の作業員は、原則月 8 日（年間 96 日）作業とする。
なお、受託者は月毎の作業日を委託者と協議のうえ決める。
- (3) 勤務時間 （原則）8：30～17：15
ただし、行事の都合により変更する場合は、協議するものとする。

4 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 各種操作業務については、業務の性格上、主催者の催しと密接な関係があることから、善良なる熟練者の技術を持って特に慎重な操作を行わなければならない。
- (2) 博物館所有の備品等器具の取扱は毀損、汚損等がないよう慎重に行い、その保全管理に努めること。
なお、操作及び点検保守の不注意により器具を毀損した場合は、受託者が賠償するものとする。
- (3) 舞台装置、照明機械器具、音響装置器具及びその他の操作点検保守（以下「諸業務」という。）にあたる業務員については、責任的地位にある者、又は、それに相当する者を定め、業務に支障のないようにしなければならない。
- (4) 諸施設に重要な修理を要すると認めた場合は、速やかに委託者に報告し、意見を述べるものとする。
- (5) 諸施設の機器の操作点検保守に必要な工具類はすべて受託者負担とする。
- (6) 受託者は、作業員の風紀、衛生に特に注意し、清潔な制服を着用させること。
- (7) 舞台大道具の搬入には必ず関係者が立ち会うこと。

- (8) 諸業務について契約書及び本仕様書に定めのない事項については、随時に必要が生じたときは、委託者と協議しなければならない。

5 作業員

- (1) 作業員は、主催者より所要の経費を徴収してはならない。
- (2) 常駐者は1名とし、ホール事業等によって作業員の増員を要する場合は、委託者と協議する。
- (3) 作業員は、ホール使用申込者と催物の内容等の事前打ち合わせを行うこと。その内容等については、委託者に報告書を提出しなければならない。
- (4) 主催者の依頼する操作業務に当たっては安全かつ適切に行い、ホール使用者に対しては懇切丁寧な対応に努めること。
- (5) 作業中または作業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 保守点検

- (1) 舞台装置、照明機械器具、音響装置器具及びその他の付属器具の点検保守並びにこれらに関連する配線系統全般、製品の点検調整及び清掃注油を行うこと。
なお、前記設備の保守に伴う軽易な修理を行い、障害の未然防止に努め、常時完全なる状態の保持に努めなければならない。
- (2) 修理調整に要する諸工具は受託者負担とし、その他消耗品及び油類は委託者が負担する。
- (3) 設備に改造手直し等の必要が生じたときは、速やかに意見を付し文書で報告し、委託者の許可を受けなければならない。

7 日常保守点検

日常保守点検等の実施状況については、報告書を作業終了時に委託者へ提出しなければならない。日常保守点検等項目については、下記のとおり。

- (1) 舞台関係
電動昇降装置、吊り物等の給油、点検、調整、清掃等
- (2) 照明関係
配電盤、調光器、スイッチ類、器具等の点検、調整、清掃等
- (3) 音響関係
調整卓、電力増幅器、器具等の点検、調整、清掃等
- (4) その他
管理上必要な事項